

# 告示

## 埼玉県告示第二百二十一号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
狭山市	平成二十六年度	地籍図十五枚	平成二十九年
	平成二十七年度	地籍簿二冊	（平成二十九年
		富士見二丁目（一部）	二月十三日